

**令和4年度 農地中間管理事業に対する評価**  
(農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第2項の規定  
による評価委員会の意見)

令和5年6月27日  
徳島県農地中間管理事業評価委員会

- 1 評価対象の事業年度 令和4年度
- 2 評価委員会開催日時 令和5年6月27日

**3 評 価**

令和5年4月改正施行の農業経営基盤強化促進法等により、徳島県農地中間管理機構（以下「機構」という。）の役割は、地域計画の策定作業への参画、市町村の利用集積計画の農用地利用集積等促進計画への統合など、重要性が増している。今後の農地中間管理事業推進にあたり、次の点に留意し取り組まれない。

**(1) 農地整備事業の推進について**

令和4年度の機構の転貸面積は、前年度に比べ微減となったが、機構関連農地整備事業が堅調に事業採択され基盤整備後の担い手農家への集積が見込まれることから一定評価する。

今後ますます耕作者の減少や高齢化が進むことやドローンや自動運転作業機械などを導入した先進的かつ効率的な農業を目指す担い手農家の支援には、ほ場条件の改善・整備が重要である。

このため、機構は、関係機関（県、市町村、県土地改良事業団体連合会、地区改良区等）との緊密な連携により、機構関連農地整備事業等を始めとする農地整備事業の推進に努められたい。

**(2) 担い手農家が要望する農地の集約化への支援について**

担い手農家自らの活動により一定規模の面積を確保しようとする、利用調整に限界があり、農地が分散し、営農効率が低くなっている。

担い手農家は集約された農地が借りられることが理想であり、機構は、農地を集約して担い手農家に提供する活動に取り組まれない。

**(3) 返還された農地の適正管理及び支払い賃料について**

契約途中で機構に返還され中間保有する農地について、除草等適正管理に努めていることは評価する。

このような農地は農地の受け手からの賃料収入がなく、機構が賃料を負担する場合がある。この賃料は、契約当初に農地の出し手、機構、農地の受け手の合意で決められた賃料であることを考慮し、機構が中間保有する間は賃料が低減されるよう農地の出し手と協議されたい。

#### **(4) 農地集積を担う農業者への支援について**

農地集積を拡大する担い手農家への補助事業による支援では、担い手農家の要望に応じたきめ細やかな対応が行われ、事業効果があったものと評価する。

機構は、今後とも、農地集積を担う農業者をきめ細やかに支援する事業の継続や予算確保に努められたい。

#### **(5) 制度周知について**

チラシやパンフレットを見かける機会が少ないなど、機構、中間管理事業の認知度向上への取り組みは十分と言えない。

近づく市町村の利用集積計画の農用地利用集積等促進計画への統合に向けて、機構の信用力を高めるためにも、認知度を高める工夫した取り組みが必要である。

#### **(6) 地域計画の策定について**

地域計画の策定には産地振興の観点からの議論が重要である。振興品目には産地で維持・振興すべき面積があり、地域ごとに必要な面積が導かれるはずである。必要な品目や面積を明示し、達成のため農地をどのように担い手農家に集積・集約していくか決めていくという考え方は、農地の出し手も計画策定を受け入れやすいと考えられる。

このような観点が必要なため、地域計画は市町村だけでは策定できない。県下全体の農地利用を俯瞰できる農地中間管理機構には、JAや農業支援センター等関係機関とともに、産地振興の観点を持って地域計画の策定に携わっていただきたい。

#### **(7) 法改正に対応する体制の整備について**

令和7年3月を期限に市町村公告による相対契約が廃止され、農地中間管理機構を経由する転貸契約に一本化される。

機構業務の増加に対応するため、機構が自己評価に掲げた次の方法での体制整備に努められたい。なかでも、業務のマニュアル化は市町村・農業委員会との緊密な関係に必須であるため重点的に進められたい。

- ・ 人員確保に必要な財源確保に向けた県への要望活動
- ・ 市町村・農業委員会との関係強化やマニュアル化、情報の電子化
- ・ 職員個々のスキルアップのための効果的な職員研修
- ・ 担い手農家の要望把握の円滑化に向けた訪問活動
- ・ 新たな利用者への不安を軽減するPR活動の実施